

国民健康保険のお知らせ

問い合わせ／国保年金課国保給付担当（内線2651・2655）

限度額適用認定証・標準負担額減額認定証

国民健康保険に加入している方が、入院などで医療費が高額になることが見込まれる場合、「限度額適用認定証」を医療機関へ提示すると、医療機関へ支払う一部負担金が自己負担限度額までとなります。

また、所得区分が住民税非課税世帯又は低所得者Ⅰ・Ⅱの方は、「標準負担額減額認定証」を医療機関に提示すると、食事代の負担額が減額されます。

なお、平成30年8月以降の受診分から、70歳以上の方の自己負担限度額が表1のように変更されます。国民健康保険高齢受給者証に記載されている医療費の自己負担割合が3割の方で、現役並み所得Ⅰ又は現役並み所得Ⅱに該当する方は、新たに限度額適用認定証の発行対象となります。

交付要件／国民健康保険税を完納していること

既に認定証をお持ちの方／有効期限は7月末です。引き続き認定証が必要な方は、7月23日（月）以降に改めて申請が必要です

注意／所得区分を判定するため、世帯全員（16歳以上）の所得の申告が必要です。扶養家族で所得がなくても申告をしてください。申告していない方が世帯にいると上位所得世帯と判定されます

申込み／国保年金課又は両支所福祉グループ

《表1》

所得区分	外来(個人単位)の 限度額	外来+入院(世帯単位)の 限度額	外来+入院(世帯単位)の 限度額(4回目以降)
現役並み所得者Ⅲ	252,600円+ (医療費の総額-842,000円) ×1%		140,100円
現役並み所得者Ⅱ	167,400円+ (医療費の総額-558,000円) ×1%		93,000円
現役並み所得者Ⅰ	80,100円+ (医療費の総額-267,000円) ×1%		44,400円
一般	18,000円	57,600円	44,400円
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円	
低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円	

保養施設宿泊助成

国民健康保険又は後期高齢者医療保険に加入している方の健康の保持増進を図るための助成制度です。

交付要件／国民健康保険税又は後期高齢者医療保険料を完納していること

助成金額／中学生以上 = 3,000円
小学生以下 = 1,500円

注意／1年度内に1人1泊を限度とします

申込み／国民健康保険証又は後期高齢者医療保険証を持参し、国保年金課又は両支所福祉グループ

【利用までの流れ】

国保年金課又は両支所福祉グループに備えの「保養施設一覧（市ホームページにもあります）」に希望の宿泊施設が記載されているか確認

宿泊施設へ予約

市へ申込み ※利用日の10日前までに申請してください。
利用券等を交付します

当日、宿泊施設へ利用券等を提出



後期高齢者医療制度のお知らせ

問い合わせ／国保年金課後期高齢者医療担当(内線2662・2663)

■新しい被保険者証を送付

一斉更新に伴い、新しい被保険者証を送付しましたので、記載事項を確認してください。
一部負担金（窓口負担）の割合は、平成30年度（平成29年中）の住民税課税所得等を基に判定しています。負担割合の判定基準については下記の表1のとおりです。
なお、7月中に被保険者証が届かない場合はお問い合わせください。

■有効期限の切れた被保険者証の取扱い

国保年金課又は両支所福祉グループまで返却、もしくはご自身で断裁するなどの処分をしてください。

■平成30年度の保険料率

2年ごとに保険料率の見直しを行います。なお、年間の賦課限度額は62万円です。
○均等割額＝41,700円 ○所得割額＝7.86%

■保険料の納付

保険料の決定通知書又は納付書を送付しますので、個人ごとにお支払いください。納付方法は、特別徴収（年金からの天引き）と、普通徴収（納付書又は口座振替による納付）の2種類があります。

◎年金天引きのみの場合 10月より本徴収が開始されます。4月以降に年金天引きが行われている方は、8月までが仮徴収となり、今回計算された保険料から仮徴収額を引いた金額が本徴収の金額となります。

◎納付書払い又は口座振替の場合 7月31日（第1期）からの納付となります。期限内に金融機関等での納付又は引落とし口座への入金をお願いします。

その他／平成29年度中に保険料の軽減や変更等により年金天引きが中止された方も、再開される場合があります



■口座振替をお勧めします

普通徴収（納付書払い）の方は口座振替が便利です。また、年金天引きの方は、申請により口座振替へ変更することができます。

手続き方法／通帳など口座番号の分かるものと通帳印を持参し、国保年金課・両支所福祉グループ。

※年金天引き中止の手続きは、金融機関では行えません。国民健康保険税を口座振替していた方も、改めて申請が必要です

■窓口での自己負担額の減額認定制度

窓口負担が1割の方のうち、表1の低所得者Ⅰ・Ⅱの方には、申請により医療機関等受診時の自己負担額及び入院時の食事代が減額される「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」を交付しています。

また、平成30年8月から窓口負担が3割の方のうち、表1の現役並み所得者Ⅰ・Ⅱの方には、申請により医療機関等での自己負担額が減額される「後期高齢者医療限度額適用認定書」を交付します。

受診の際は、被保険者証とあわせて提示してください。

【表1】

区分	窓口負担	平成30年度(平成29年中)の住民税課税所得	
現役並み所得者Ⅲ	3割	690万円以上	※現役並み所得者であっても、同一世帯内の後期高齢者医療被保険者の収入合計額が下記【表2】の額に満たない場合は、申請により窓口負担が1割になります。
現役並み所得者Ⅱ		380万円以上	
現役並み所得者Ⅰ		145万円以上	
一般	1割	145万円未満	
低所得者Ⅱ		同一世帯の全員が住民税非課税	
低所得者Ⅰ		低所得Ⅱの該当者で、同一世帯の全員の各所得が0円 (公的年金収入は80万円以下)	

【表2】

世帯状況	平成29年中の収入額
後期高齢者医療被保険者が1人の世帯	被保険者の収入が383万円未満
後期高齢者医療被保険者が2人以上の世帯	被保険者の収入の合計が520万円未満
被保険者が1人で同じ世帯に70歳～74歳の方がいる世帯	被保険者1人の収入が383万円以上で被保険者と70歳～74歳の人の収入の合計が520万円未満

